

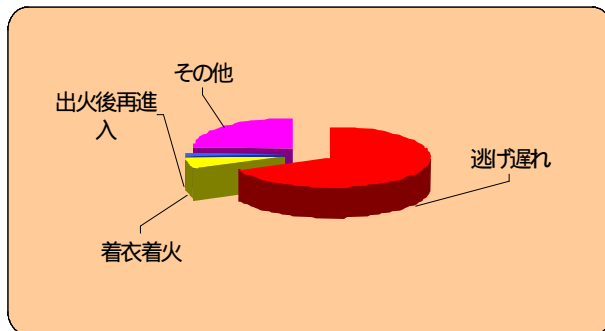
## 一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けになります。

大船渡地区消防組合火災予防条例が改正され、住宅にも火災警報器の設置が義務付けられました。

新築の住宅は、平成18年6月1日から  
既存の住宅は、平成23年6月1日から



## なぜ住宅に火災警報器が必要？



住宅火災による死者は、増加傾向にあり建物火災による死者の9割を占め、その約7割は逃げ遅れで就寝時間帯に集中しています。

住宅火災の死者数を低減させるため消防法が改正され、火災の早期発見に効果のある住宅用火災警報器の設置が義務付けになります。

## 住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し警報音や音声により火災を知らせる機器です。

( 煙感知式 )



( 熱感知式 )

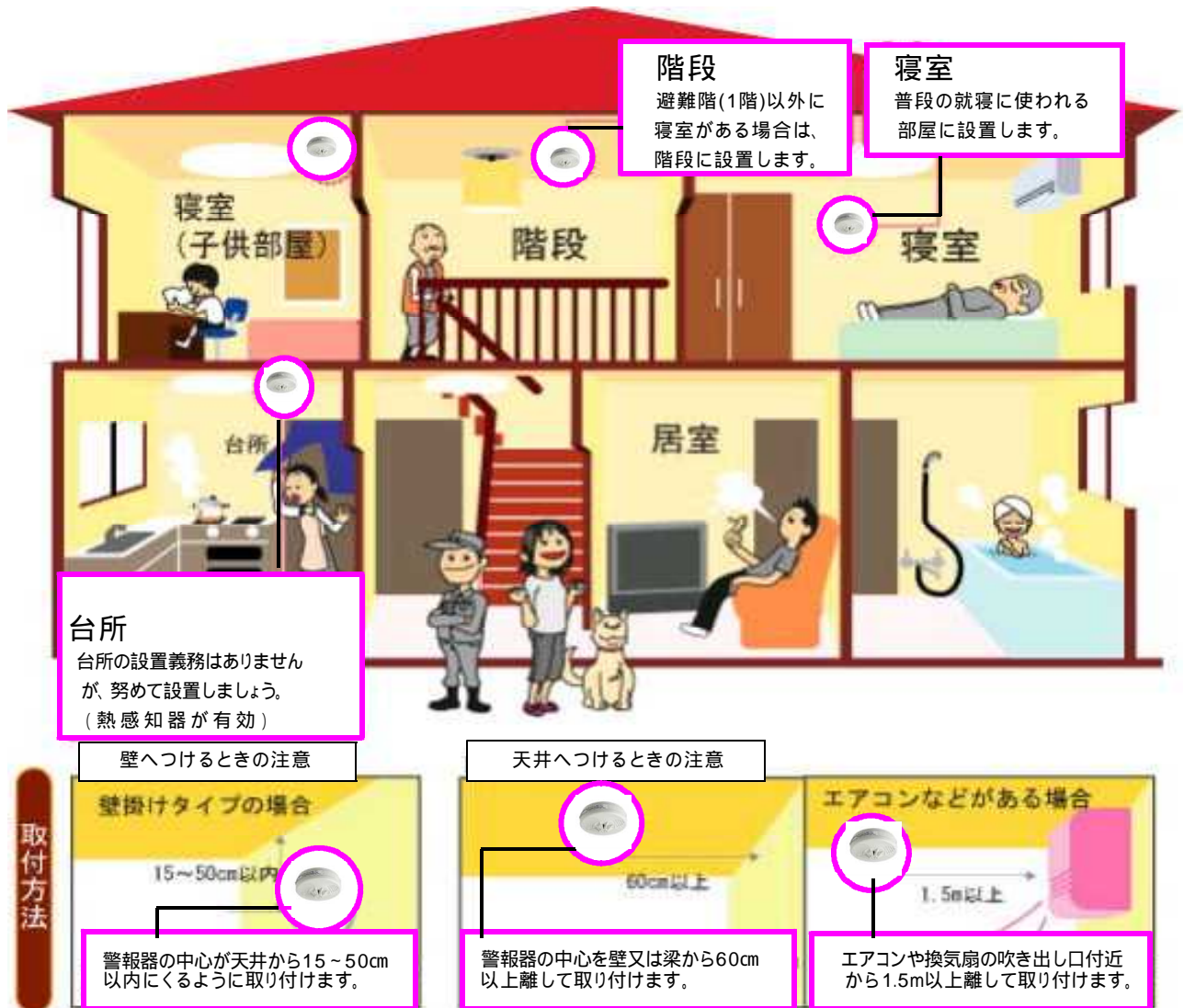


煙感知式は寝室や階段に適しています。  
熱感知式は台所など煙が発生しやすい場所に適しています。  
感知器の電源は電池式とコンセント方式があります。

住宅用火災警報器を購入する場合は、NSマーク(図参照)がついたものであることをご確認ください。



## 住宅用火災警報器はどこに設置するの？



### 不適切な訪問販売にご注意！

### 注意

新築住宅は平成18年6月1日、既存住宅は平成23年6月1日からそれぞれ住宅用火災警報器の設置が義務付けされますが、次の点に注意し、この機会をねらった不適切な訪問販売にご注意下さい。

- 1 消防職員のような服装で消防職員を装って販売する。
- 2 『設置するには資格がいります。』と言って販売する。
- 3 『警報器の設置が義務化され、今すぐにつけなければだめです。』と威圧的に販売する。

住宅用火災警報器はクーリングオフの対象です

「あやしいな」と思ったら

絶対に押印、サインをしない！！

「おかしいな」と思ったり、被害にあったときはすぐにご相談を……

大船渡地区消防組合  
消防本部  
0192-27-2119

大船渡警察署  
生活安全課  
0192-26-0110

大船渡市役所  
市民生活環境課  
0192-27-3111

住田町役場  
総務課  
0192-46-2111

■ 住宅用火災警報器に関するご相談は

住宅用火災警報器相談室

フリーダイヤル

**0120-565-911**

受付時間：月曜～金曜午前9時～午後5時  
(土・日祝祭日を除く)



■ 住宅用消火器を設置しましょう

住宅用火災警報器とあわせて、住宅用消火器を設置し、「早期発見、初期消火」によりあなたの生命、住まい・財産を火災から守るのに大変有効です。



■ 住宅用火災警報器に関するお問い合わせは下記まで。

大船渡地区消防組合消防本部

消防課予防係 TEL **0192-27-2119** または最寄りの消防署まで

大船渡消防署	大船渡市盛町字木町1-1	0192-27-2119
住田分署	気仙郡住田町世田米字清水沢7-8	0192-46-2119
三陸分署	大船渡市三陸町越喜来字小出123	0192-44-2119
綾里分遣所	大船渡市三陸町綾里字港40	0192-42-2119